

## 第 T 4 9 作 業 班 設 置 要 綱

平成 1 1 年 1 0 月 2 6 日  
第 2 6 回 規 格 会 議 決 定

### 1 設 置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 1 8 条の規定に基づき、「Sバンドを用いる国内移動通信システム標準規格（ARIB STD T 4 9）」の維持改訂を行うため、第 T 4 9 作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

### 2 審議事項

作業班は、「Sバンドを用いる国内移動通信システム標準規格（ARIB STD T 4 9）」に関する改訂等の原案を作成する。

### 3 構成

- 一 作業班は、細則第 1 9 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第 2 0 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

### 4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

### 5 委任

作業班の運営に関し必要な事項は、作業班において別に定める。